

条例の概要

目的（第1条）

- 健康づくりについて基本理念等を定め、県の責務・県民等の役割を明らかにすることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 県民一人一人が様々な場において、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現と健康寿命の延伸に寄与

定義（第2条）

- 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 健康づくり：全ての県民が健やかで心豊かに暮らすことができるよう、栄養及び食生活並びに運動、休養、喫煙、飲酒、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善等に主体的に取り組むこと

基本理念（第3条）

- 健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
 - (1) 県民が生き生きと暮らすことができるよう、県民一人一人の心身の健康の保持及び増進を図るための取組であって、その年齢、心身の状態等に応じ、生涯にわたって行うこと。
 - (2) 県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることに鑑み、県民の相互の協力の下、社会全体として推進すること。
 - (3) 保健、医療その他関連分野における予防医学等の専門的な知見に基づき、県民総参加により推進すること。

各主体の役割等（第4条～第8条）

- 県の責務（総合的かつ計画的な施策の策定等）、市町村との連携協力等、県民・健康づくり関係者・事業者の役割を明確化

基本計画（第9条）

- 県民の健康づくりを効果的に推進するための計画を策定

【基本的政策（第10条～第25条）】

○調査研究等（第10条）

情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力 等

○生活習慣病の予防等（第11条）

健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備 等

○認知症の予防等（第12条）

診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進 等

○フレイルの予防及び改善（第13条）

相談体制の整備、普及啓発 等

○オーラルフレイルの予防及び改善（第14条）

歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発 等

○感染症の予防（第15条）

感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発 等

○栄養学等に関する知識の習得等(第 16 条)

栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発 等

○運動の習慣化の推進等(第 17 条)

筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進 等

○適切な休養等(第 18 条)

日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発 等

○心の健康の保持等(第 19 条)

相談体制の整備・普及啓発 等

○高齢者の健康づくり(第 20 条)

健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備 等

○女性の健康づくり(第 21 条)

女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備 等

○県民の理解の促進(第 22 条)

健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供 等

○人生会議に関する普及啓発等(第 23 条)

人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成 等

○健康づくりに関する教育の推進(第 24 条)

乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進 等

○人材の確保及び育成(第 25 条)

健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成 等

【その他(第 26 条～第 28 条)】

○年次報告(第 26 条) ○推進体制の整備(第 27 条) ○財政上の措置(第 28 条)